政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五人（うち二人）」を「六人（うち一人）」に改める。

第七条第一項中「十一人」を「十人」に改める。

第十四条中「審査課」を「企画審査課」に改める。

第十五条第三号を削り、同条第四号中「金融検査」の下に「（第四条各号に規定する検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）をいう。以下この款において同じ。）」を加え、「審査課」を「企画審査課」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを削り、第十一号を第五号とする。

第十六条の見出し及び同条中「審査課」を「企画審査課」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　金融検査（第四条第三号ツからムまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この号において同じ。）の結果に基づき、金融検査の相手方を所管する大臣に対し必要な報告を行うこと。

第十六条第一号中「（第四条第三号ツからムまでに掲げる者に対する検査を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「第二号に」を「第六号に」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　金融検査の方針及び実施計画の作成に関すること。

二　金融検査の実施に関し必要な基準の策定に関すること。

附則第五条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第七条第一項の参事官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第五条の三の見出し中「審査課」を「企画審査課」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条第一項の改正規定並びに附則第五条の改正規定は、平成二十七年七月七日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

不動産登記令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

不動産登記令等の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条及び第二十六条（これらの規定を同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十四条第一項、農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第十三条第三項、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九条並びに企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産登記令の一部改正）

第一条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第十七条第一項中「第七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号ロ」に改める。

別表の三十二の項申請情報欄ハを削る。

（船舶登記令の一部改正）

第二条　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第十三条第一項第四号ロ中「当該会社のすべての代表者（第一号の代表者を除く。）その他の業務を執行するすべての役員の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　会社法人等番号を有する会社にあっては、当該会社の会社法人等番号

(2)　(1)に規定する会社以外の会社にあっては、当該会社の全ての代表者（第一号ロの代表者を除く。）その他の業務を執行する全ての役員の資格を証する情報

第十三条第一項第四号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「当該法人のすべての代表者（第一号の代表者を除く。）の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号ニに次のように加える。

(1)　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

(2)　(1)に規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の全ての代表者（第一号ロの代表者を除く。）の資格を証する情報

第十三条第一項第四号ホ中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「まで」の下に「(同号ロ(1)及びニ(1)を除く。)」を加える。

第二十七条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報